

令和 5 年度第 2 回定例監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査

2 監査実施日

令和 6 年 2 月 2 日（書類検査及び説明聴取を行った日）

3 監査の対象

令和 5 年度上半期（令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月）における財務に関する事務の執行状況及び金銭出納業務

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、住民等への影響、発生頻度等を検討し、事務項目ごとに、特に重要と考えられるリスク（重要リスク）を設定し、対応する監査の着眼点を次のとおり定めた。

項 目	重要リスク	監査の着眼点
(1) 収入・支出 事務	ア 不適切な経理が行われるリスク	(ア) 収入の確保及び収入手続きは適正に行われているか。 (イ) 支出負担行為及び支出手続きは適正に行われているか。
	イ 不正な現金の取扱いが行われるリスク	(ア) 現金の出納、保管及びその取扱いは適切に行われているか。
(2) 契約事務	ア 不当な契約が発生するリスク	(ア) 契約書、見積書等の関係書類が適正に整備されているか。 (イ) 契約の時期、方法及び手続きは適正か。 (ウ) 業者選定方法及び随意契約の手続きが適正に行われているか。
	イ 契約した内容が適切に履行されないリスク	(ア) 仕様書等の設計図書は的確に作成されているか。 (イ) 工事報告書の整理や備品の管理等、証拠書類の保管及び検収事務が適正に行われているか。
(3) 事業実施 状況	ア ごみ処理施設が適正に管理運営されないため、ごみ処理が滞り、住民生活に影響を与えるリスク	(ア) ごみ処理施設の老朽化対策のための適正な補修が実施されているか。 (イ) ごみの減量・リサイクルの取り組みについて努力が払われているか。 (ウ) 安定した処理体制が構築され、効果的・効率的な事業運営がなされているか。

5 監査の方法

令和 5 年 4 月 1 日から 9 月末日までの令和 5 年度上半期における所管事務事業について、関係書類、預金通帳、諸帳簿等の提出を求め、監査を実施した。

監査は、芸北広域環境施設組合監査基準に準拠して実施し、関係職員から説明を受けて帳簿等との照合を行うとともに、事務の執行状況等について質疑応答の方法により監査を実施した。

6 監査の結果及び所見

(1) 令和5年度上半期の現金出納状況

歳入

款 項	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)	
1款 分担金及び負担金		282,009,000	104.00%	271,175,000	
1項 負担金	通常経費負担金	282,009,000	104.00%	271,175,000	
	内 訳	安芸高田市分	171,472,000	103.33%	165,953,000
		北広島町分	110,537,000	105.05%	105,222,000
2款 使用料及び手数料		52,229,380	94.87%	55,051,425	
2項 手数料	総務手数料	390,000	96.30%	405,000	
	内 訳	許可証交付手数料	350,000	94.59%	370,000
		許可証書き換え交付手数料	40,000	114.29%	35,000
	衛生手数料(ごみ処理手数料)	51,839,380	94.86%	54,646,425	
4款 財産収入		196,567	111.77%	175,861	
1項 財産運用収入	土地建物貸付収入	115,280	83.97%	137,280	
	内 訳	土地貸付料(農園ハウス)	110,000	83.33%	132,000
		土地貸付料(アンテナ敷地)	5,280	100.00%	5,280
	利子及び配当金(財政調整基金利子)	81,287	210.69%	38,581	
6款 繰越金		29,380,708	130.80%	22,461,606	
1項 繰越金	繰越金	29,380,708	130.80%	22,461,606	
	内 訳	繰越金	29,380,708	173.22%	16,961,606
		繰越金(繰越明許分)	0	0.00%	5,500,000
7款 諸収入		7,350,004	111.04%	6,619,360	
1項 組合預金利子	預金利子	35,798	101.14%	35,393	
2項 雑入	雑入	7,314,206	111.09%	6,583,967	
	内 訳	古新聞・雑誌等売却代	575,421	95.11%	604,989
		アルミ・スチールプレス品売却代	2,174,898	91.47%	2,377,716
		鉄くず売却代	3,264,030	105.22%	3,102,077
		小型家電製品売却代	452,498	112.12%	403,590
		羽毛布団売却代	16,830	188.89%	8,910
		空きびん売却代	10,524	97.73%	10,768
		令和4年度再商品化合理化配分金	6,121	—	0
		自動販売機電気料	33,000	100.00%	33,000
		公有建物災害共済金	731,500	—	0
		拾得金	49,384	265.92%	18,571
	その他	0	0.00%	24,346	
歳入計		371,165,659	104.41%	355,483,252	

歳 出

款 項 目 節	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 議会費		12,028	113.36%	10,610
1 項 議会費		12,028	113.36%	10,610
2款 総務費		17,890,973	98.86%	18,096,375
1 項 総務管理費		17,888,035	98.87%	18,093,227
2 項 監査委員費		2,938	93.33%	3,148
3款 衛生費		214,036,229	98.77%	216,706,459
1 項 清掃費		214,036,229	98.77%	216,706,459
1 目 2 節	給料(一般職給)	15,690,000	100.54%	15,605,400
	3 節 職員手当等	10,707,189	92.91%	11,523,705
	4 節 共済費	6,175,367	99.71%	6,193,120
	7 節 報償費	120,000	100.12%	119,860
	8 節 旅費	0	0.00%	2,660
	10 節 需用費	42,245,401	113.87%	37,099,315
	内 訳			
	ごみ袋代	6,167,458	99.27%	6,212,965
	薬品代	4,370,059	105.46%	4,143,927
	電気料	22,216,585	108.70%	20,437,839
	機器設備点検整備・修繕費	4,971,450	197.38%	2,518,670
	その他(消耗品費・燃料代外)	4,519,849	119.39%	3,785,914
	11 節 役務費	2,283,208	122.26%	1,867,577
	12 節 委託料	136,283,894	94.55%	144,136,862
	内 訳			
	焼却灰・集じん灰資源化	19,988,287	105.77%	18,897,175
	不燃残渣及び可燃性粗大ごみの資源化	14,047,330	74.93%	18,747,850
	収集運搬業務	60,174,125	100.00%	60,174,125
	施設内作業業務	20,020,000	100.00%	20,020,000
	焼却炉夜間運転業務	14,630,000	88.67%	16,500,000
	その他(点検・管理・資源化等)	7,424,152	75.77%	9,797,712
	13 節 使用料及び賃借料	81,840	98.41%	83,160
	14 節 工事請負費	381,480	—	0
	18 節 負担金、補助及び交付金	35,000	81.40%	43,000
	22 節 償還金、利子及び割引料	7,650	—	0
	26 節 公課費(公用車重量税〔2台〕)	25,200	79.25%	31,800
歳 出 計		231,939,230	98.78%	234,813,444

(2) 令和5年度上半期の資源化内訳

歳入

品目		数量 (kg)		金額 (円) 【税込】	
		5年度上半期	4年度上半期	5年度上半期	4年度上半期
古紙類	新聞	8,880	9,330	142,384	96,712
	雑誌	41,640	43,780	283,019	261,844
	ダンボール	27,120	29,460	149,160	245,608
	紙パック	260	250	858	825
	合計	77,900	82,820	575,421	604,989
金属類	アルミプレス	12,630	9,220	1,561,450	1,171,940
	スチールプレス	14,640	24,620	613,448	1,205,776
	鉄くず	84,780	90,970	3,264,030	3,102,077
	合計	112,050	124,810	5,438,928	5,479,793
小型家電製品		27,424	36,690	452,498	403,590
羽毛布団		110	56	16,830	8,910
空きびん		1,020	1,020	10,524	10,768

歳 出

品 目		数 量		金 額 (円) 【税込】	
		5 年度上半期	4 年度上半期	5 年度上半期	4 年度上半期
焼却灰 (資源化)		402.71 t	394.49 t	11,517,506	10,848,475
集じん灰 (資源化)		91.28 t	92.70 t	4,719,176	4,690,620
焼却灰 (運搬)		43 台	42 台	2,481,831	2,203,740
集じん灰 (運搬)		22 台	22 台	1,269,774	1,154,340
不粗 燃大 残ご み及 び資 源 可 燃 性	不燃物残渣【微小金属くず等】	4,500 kg	27,740 kg	198,000	1,220,560
	可燃性粗大ごみ【布・畳・衣類・木くず等】	281,470 kg	324,260 kg	6,192,340	7,133,720
	粗大切断物【家具等の切断物】	33,190 kg	82,530 kg	1,460,360	3,631,320
	紙おむつ	18,960 kg	15,900 kg	521,400	437,250
	運搬	68 台	97 台	4,477,000	6,325,000
可燃性粗大ごみ【廃プラスチック類】		14,900 kg	—	311,410	—
不燃物残渣【破碎くず、ガラス、金属、プラスチック等の微細くず】		17,400 kg	—	886,820	—
機密文書等		10,960 kg	25,210 kg	324,720	802,560
有害ごみ (蛍光管)		0 kg	2,431 kg	0	1,102,759
有害ごみ (乾電池)		0 kg	6,630 kg		
容 器 包 装 再 商 品 化	無色のガラスびん	402 kg (10,040kg)	443 kg (11,080kg)	2,653	2,485
	茶色のガラスびん	1,349 kg (11,240kg)	1,452 kg (12,100kg)	12,167	11,499
	プラスチック製容器包装	65 kg (6,450kg)	61 kg (6,080kg)	4,147	3,556
不法投棄による廃ゴムタイヤ		570 kg	0 kg	12,540	0
木くず処分		2.59 t	0 t	41,440	0
一般廃棄物 (可燃物) 処分		—	3,330 kg	—	146,520
一般廃棄物 (ガラスくず等) 処分		53,770 kg	66,110 kg	1,360,381	1,599,862
ガラスくず等埋立処分		98.70 t	109.37 t	980,100	1,079,100
特定家庭用機器 (不法投棄分)	冷蔵庫	0 台	1 台	0	3,740
	テレビ	3 台	1 台	9,640	2,970
	エアコン	0 台	1 台	0	990
特定家庭用機器 (安芸高田市 災害廃棄物分)	冷蔵庫	2 台	1 台	8,470	3,740

(3) 結果及び所見

財務に関する事務の執行状況及び金銭出納事務については、会計管理者から事情聴取を行うとともに、提出資料、証拠書類、預金通帳、定期証書、関係諸帳簿等の点検・照合を実施した結果、計数上の誤りはなく、現金の出納及び保管状況についても問題のないことを認めた。

契約事務については、提出された上半期の契約状況一覧表を参考に、関係職員への質問及び契約関係書類の一部を抽出して検査を実施したが、概ね適正に処理されていると認められた。

特に指摘すべき事項は見受けられなかったが、注意すべき事項及び検討すべき課題について、次のとおり所見を述べる。

ア 補修について

焼却炉内の壁面耐火物が一部剥離して緊急修理を行っている。今年度に補修を計画していた箇所であり予算が確保されていたため、前倒しによる補修が実施できている。しかし、今後は施設の老朽化により、突発的な故障が発生することも予測される。綿密な調査を踏まえた適切な補修計画を継続して立案するとともに緊急時の対応及び予算確保にも努められたい。

また、納期のかかる重要部品については、予備品として購入・保管しているが、修理と同時に部品交換を行う場合は、修繕費として計上する必要があるため注意する必要がある。あわせて、部品の在庫状況、保管場所等の管理についても徹底されたい。

イ 委託業務について

ごみ収集運搬業務、施設内作業業務等については、その大部分が人件費であるため、労務者賃金の上昇を考慮した適正な委託費による業務委託が必要である。直近の公共工事設計労務単価により業務委託費の設計を行っているが、今後も人手不足が懸念される中、人件費の上昇を十分考慮した発注をされたい。

企業だけでなく地域においても担い手不足が懸念されている。施設の管理運営に支障が出ないよう業務の効率化にも取り組まれたい。

ウ 施策展開と将来構想について

古紙等の資源化物の売却益が減少しており、ごみ量も減少している。民間の資源物回収ステーションの設置や役場等での拠点回収場所の整備が主な理由とも思える。また、日曜開場日等、きれいセンターへの持込者による混雑も一時期と比較すると緩和されているようである。これらの原因が、ごみ処理手数料の値上げによるものか、コロナ禍で急増した自宅の片付けが一段落したことによるものか定かではないが、実施施策についての評価検証も必要である。

三次市との広域連携について協議を始めているが、これまでのごみ減量施策や今後の人口減少を考慮した処理体制となるよう検討されたい。